

平成 27 年 度

新庁舎建設に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査
-

平成 27 年 12 月 25 日（金曜日）

新庁舎建設に関する特別委員会会議録

岩 崎 和 平 君

平成27年12月25日 金曜日

午前10時01分開議

午前11時50分開議（実時間92分）

○本日の会議に付した案件

1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査

（調査の期間について）

（具体的な調査の内容について）

○本日の会議に出席した者

委員長	前 垣 信 三 君
副委員長	幸 村 香代子 君
委員	亀 田 英 雄 君
委員	友 枝 和 明 君
委員	成 松 由紀夫 君
委員	野 崎 伸 也 君
委員	橋 本 幸 一 君
委員	橋 本 隆 一 君
委員	古 嶋 津 義 君
委員	増 田 一 喜 君
委員	村 上 光 則 君
委員	山 本 幸 廣 君
委員	矢 本 善 彦 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩 本 博 文 君
財政課主幹 （新庁舎建設担当）	谷 脇 信 博 君

○記録担当書記 小 川 孝 浩 君

（午前10時01分 開会）

○委員長（前垣信三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設に関する特別委員会を開会いたします。

◎新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査

○委員長（前垣信三君） それでは、特定事件であります新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査を議題として調査を進めてまいります。

協議の前に、委員長から皆さん方に提案をいたします。

まずはこれからの協議についての共通認識としまして、まず1つ目、耐震診断の結果は、総務委員会等に示されたとおり、Is値を満足していないことで改修もしくは建てかえる必要があることの認識をいただきたいと思います。

2点目、先ほど申しましたが、新庁舎建設に関する特別委員会の決議事項であります新庁舎の機能、規模、予算、その他の諸問題、例えば集中庁舎方式であるとか分庁舎方式であるとかなどを審議することの御確認をいただきたいと思います。

以上を踏まえた上で、本日の委員会の進行をいたしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○委員（亀田英雄君） 委員長、もう1回いいですか。もう1回いいですか。

○委員長（前垣信三君） はい、どっから行きましょうか。

○委員（亀田英雄君） 共通認識を図る、その2項目の。

○委員長（前垣信三君） はい、2項目め。はい。

○委員（亀田英雄君） 2項目だったですね。

○委員長（前垣信三君） そうです。

○委員（亀田英雄君） 2項目とももう1回いいですか。

○委員長（前垣信三君） はい、わかりました。

まず1項目め、耐震診断の結果は総務委員会等示されたとおり、I s 値を満足していないことで改修もしくは建てかえる必要があることの認識。

2点目が新庁舎建設に関する特別委員会の決議事項であります、1、新庁舎の機能、2、規模、3、予算、4番、その他の諸問題、例えば集中庁舎方式でありますとか分庁舎方式でありますとかの審議することの御認識を共有いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

はい。以上を踏まえた上で、本日の委員会の進行をいたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

◎新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査（調査の期間について）

○委員長（前垣信三君） それでは、本日の案件であります調査の期間について御審議をいただきたいと思います。

なお、参考までに、去る11月30日の各派代表者会議及び12月2日の議会運営委員会におきまして、1、議員の期間満了、——これは平成29年の7月末だと思いますが、との意見、2が任期の間であって調査が終了するまでの間とする意見、3番目が合併特例債の関係上、当初予算を考慮しての1月いっぱい、または2月上旬までの間、短期に集中審議をすべきとの意見などが出ておりました。最終的には、特別委員会で協議すべきとの方向性が示された

ところであります。

以上を踏まえた上で御協議をいただきたいと思います。

本日は、去る12月16日の本特別委員会におきまして、調査の期間及び具体的調査の内容2点につきましてお持ち帰りをいただき、取りまとめをお願いしたところではございますが、第1回委員会より、日数的には御協議いただける時間も少なく、十分な協議までには至らなかったとは存じますが、まず調査の期間について各委員さんより順次意見ををお願いをいたしたいと思います。

山本委員さん、よろしいでしょうか。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長。

御指名いただきましたので。

調査の期間については、前回も私、委員としては、議員の任期中までにとということで、うちの会派でもそういうお話をいたしました。そうすることで特別委員会を進めていただければなと。調査の期間というのがですね、在任の中で

○委員長（前垣信三君） 今のはですね、例えば1番の議員の期間満了、29年の7月までとする意見なのか、任期の間であって、調査が終了するまでの間という、どちらですか。

○委員（山本幸廣君） 1番目のほうです。

○委員長（前垣信三君） 1番目ですか。

○委員（山本幸廣君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、議員の期間満了とする意見ですね。

○委員（山本幸廣君） はい、そうです。

○委員長（前垣信三君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） はい、私も代表と一緒にでございます。

○委員長（前垣信三君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、橋本です。

私は2月の合併特例債のほうで、それが決まるまでですかね、それがいいかなと思います。

○委員長（前垣信三君） はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） はい。私のほうも、合併特例債が使用できる、それまでに決定ですね。

○委員長（前垣信三君） え、今、3番。

○委員（増田一喜君） 3番なのかな。

○委員長（前垣信三君） 3番がですね、合併特例債の関係上、当初予算を考慮しての1月いっぱい、または2月上旬までの間。それでよろしいですか。

○委員（増田一喜君） そうです。はい、はい、はい、はい。

○委員長（前垣信三君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。うちは、あくまで3番で、合併特例債を見込んでの、2月上旬という話、1月いっぱい、2月もしくは上旬ということでもありましたが、まあ百歩譲った部分でも2月いっぱいでもいいんじゃないかというような意見もありました。

○委員長（前垣信三君） 橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 同じです。

○委員長（前垣信三君） 古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 2月上旬か、短期集中でお願いをしたいと思います。2月。

○委員長（前垣信三君） 2月ですね。3番ですね。

○委員（古嶋津義君） 3番。

○委員長（前垣信三君） 次は誰だったかな。（「野崎委員」と呼ぶ者あり）あ、野崎委員。済みません。

○委員（野崎伸也君） はい、野崎です。

議員の在任期間を基本としますけれども、調査が終了次第、納得いき次第、終了というところで2番じゃないかなというふうに思うんですけど。

○委員長（前垣信三君） はい。任期の間あって、調査が終了するまでの間でよろしいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員さん。

○委員（亀田英雄君） はい。同じなんですけど、そもそもですね、1と2は内容、——リンクする話だろうと思うとですよ。何を審議するかというのがまだ決まってない中で、日にちが決まっていくというとも、期間が決まっていくというとも、おかしい風景なんですけど、期間のことだけを申しますればですね、任期として終われば、みんながもうよかと言われれば、それ次第、終了ということでお願いしたいと思います。

○委員長（前垣信三君） 矢本委員さん。

○委員（矢本善彦君） はい。私も、今、代表が言うように、会派で話した結果、そういうふうに思っております。

○委員長（前垣信三君） 最後に、村上委員さん。

○委員（村上光則君） 任期中で、先ほど野崎委員が言われたとおり、終わり次第ということで、2番ですかね。

○委員長（前垣信三君） 2番ですね。

じゃあ、副委員長。

○委員（幸村香代子君） 私も2番で。

○委員長（前垣信三君） 今、1番の方、2番の方、3番の方、それぞれ分かれておりますが、実は委員長からのお願いですが、皆さん方のお手元に、この新庁舎建設スケジュールという表が出ておるとと思います。

基本的には、平成27年度の3月末に基本構想、これは業務委託がされていますが、これが終了すると。そして、平成28年の4月から基本設計なり実施設計という予定表が出ております。

この期間を決めるに当たっては、基本的にはこの基本構想の内容によるのではないかなと思うわけですね。基本構想を先において、期間を

決めることもどうかと思いますので、あくまでも提案ですが、現時点での基本構想の経過なり方向性なりを執行部のほうに確認をいたしたいと思いますが、皆さん御意見をお伺いしたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 小会いたします。

（午前10時11分 小会）

（午前10時12分 本会）

○委員長（前垣信三君） 本会に戻します。

それでは、執行部に、現在、策定委託中の基本構想につきまして、その途中経過なり概要について説明をお願いをいたしたいと思います。

また、もし御用意ができておりましたら、この業務委託をなされたときの業務委託の仕様書でもあれば、皆さん方に御提示いただければと思います。

○財務部長（岩本博文君） はい、委員長。

○委員長（前垣信三君） 岩本部長。

○財務部長（岩本博文君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の岩本でございます。

それでは、ただいま御依頼がありました基本構想、現在進めておりますけれども、その具体的な取り組み状況等につきまして、担当の谷脇主幹より説明いたさせますので、よろしく願いたします。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇財政課主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財政課の谷脇でございます。

本日、今、御案内いただきました基本構想の

進捗状況につきまして御説明いたしたいと思います。今、資料のほうをお持ちしておりますので、少々お待ちください。

（資料配付）

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇財政課主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。それでは、お手元に今お届けいたしました基本構想作成業務委託の仕様書について御説明いたします。

着座にて説明いたします。

お手元の、とじてありますほうでございますが、こちらが、八代市新庁舎建設基本構想作成業務委託の仕様書でございます。こちら、見ていただきますと、今回の新庁舎につきまして、現在のこの本庁舎の位置にどういうふうな庁舎をつくっていくかという基本構想をまとめたものとして履行期限を平成28年3月31日木曜日までとするということで記載しております。

1ページめくっていただけますと、その内容につきまして書いてございます。

こちらはまずプロポーザル方式で委託業者を選定するということから、まずその事業者がどういうものであるかということを判断するためにいろいろと事前の調査をし、それから今回の基本構想に係ります各事業者の考え方、捉え方と提案、その辺を踏まえてプロポーザルによる選定を行いたいという旨をずっと書いてございます。

4ページをごらんいただけますでしょうか。

4ページのほうの一番上、3段目に、基本方針としまして、次に挙げる視点から基本方針を定めることということで、市民にやさしい庁舎、変化に対応できる庁舎、安全・安心な庁舎、環境にやさしい庁舎、交流の拠点となる庁舎、歴史と景観に調和した庁舎、市民に親しま

れる議会庁舎というこの項目について、それぞれの事業者から企画提案をしていただきましたものによりまして、その採点の結果、現在お手元のほうに配っております契約書の写しがあるかと思います。1枚物でございます。こちらのほうの事業者と契約をいたすこととなりました。

それで、現在の基本構想の進捗状況でございますが、その契約が終わりましたのが8月でございます。そのころ並行しまして、市民検討委員会のほうを6月の市報で公募しまして、それから公募委員、そして各公的団体の方々あたりをお願いしまして、15名で構成します市民検討委員会ができました。

その検討委員会におきまして、協議検討いたしましたことは、先日、11月16日の総務委員会でも御説明いたしましたが、市民の庁舎、――職員の庁舎ではなくて市民の庁舎である。だからこそ、市民のための市民にやさしい庁舎を念頭において基本構想をまとめたいただきたいということで、その会議を続けているところでございます。

会議の状況としましては、8月と10月と、そして先日12月の22日に3回の市民検討委員会を行いまして、それぞれ加筆・修正を加えながらまとめていっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（前垣信三君） ただいま執行部のほうから、この基本構想委託仕様書について、また、検討委員会の内容についての説明がございましたけれども、質問のおありな方はございませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 基本方針の中で、市民にやさしい庁舎ってあつてすよね、一番初め。発注者側がこんなことをしてくれということで

発注するんですが、発注者のほうもやはり、――この市民にやさしい庁舎ということもちょっと不思議なんです。役所自体が市民にやさしいちゅう、箱物なのかハードなのかということもあつとですが、どのようなことをイメージして発注されたのか、そのようなものがあれば、ちょっとお聞かせ願えればというふうに思いますが。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇財政課主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。こちらですね、前回、ことしの6月の総務委員会のほうでも御説明いたしましたかと思ひます。それと、7月の全協でもお話ししましたかと思ひますが、まず職員によります基本構想を委託するための、プロポーザルに出すためのテーマ決めということで、内部検討委員会をつくりまして、そちらのほうで項目を洗い出しました。その中で、市民にやさしい庁舎という言葉が1つ選ばれて、そのことが今回の課題となつて事業者選定に使われております。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 職員から公募されたという話なんです。発注する側としてのイメージということとでちょっとお尋ねしたかったんですが。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） 谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。発注する側のイメージとしましては、ソフトもハードもでございます。

現在、市民検討委員会のほうでも話が出ておりますが、1つはバリアフリー。要はユニバーサルデザイン。本庁のスロープにいたしまして

も、守衛室前から1階に上がるまでのスロープが急でございまして、簡単に上れない、1人で車椅子で上ることはできない。また逆に、おりるときはなかなかとまらないという角度でございまして。そういうところ。

それと、市民課前の通路、あそこも、お客様がいらっしゃいますと、車椅子はロビーのほうからATMのほうまでスムーズに行くことはできません。そういうふうなこともございまして、まずハードの面でも必要と。

それと、ソフト面では、どうしてもお客様と職員でやりとりする際の言葉、声が聞こえてしまうところもあるし、見せたくないものも見られてしまうこともあるということで、プライバシーの問題。

そういうハード、ソフトを踏まえたところで、やさしい庁舎というイメージにしております。

以上です。

○委員長（前垣信三君） ほかに。

○委員（亀田英雄君） あと一っちょいいですか。

○委員長（前垣信三君） はい。亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 何となく言葉だけが踊っとなるようなイメージのあったもんですけど、あえて尋ねてみたんですが、そのソフトの捉え方もですね、何となく違うと思うとですよね。市民サービスの観点から入っていかぬばん話になるかというふうな気もいたしました。

以上、意見です。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、済みません。

市民会議のほうでもですね、もう3回ほど行われたということで、2回までのところの分については資料とかですね、いろいろちょっとい

ただいておりましたので見ましたけれども、3回目についてはどういった内容だったですか。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。そうですね、3回目のほうが12月22日に開催されまして、まだ終わったばかりでございまして。現在、中身を整理しているところでございまして、2回までの内容につきましては、こちらに資料をお渡ししておりますので見ていらっしゃるかと思います。お渡しといひますかこれは、総務委員会のほうで出しておりますので、総務委員会のほうの資料を見られた方は御存じかと思いますが、もっと具体的に、今、亀田委員もおっしゃいましたが、市民にやさしいとか、市民のためのという、その辺のところをもう少し具体的に、そして膨らませて話を出してほしいということで、まあ基本構想自体が、こんな形のものをつくりますとか、こういう形状のものをつくりますというのを出すのではなくて、庁舎をつくるならばこういう理念、こういう基本方針に乗っかってつくるべきだよねというのを詰めていくのが基本構想です。その中に市民が集うことができる、市民がそこで情報を受け取ることができる、そして、人が対流してにぎわいを創出する、そういうふうな庁舎にしてほしいというような内容の議論が、先日の22日の会議ではございました。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） 引き続きですけど、済みません、2回目の検討委員会のときは基本構想の素案のほうについて議論されているというふうに認識しとつとですけども、その素案とい

うのが私たちのもらっているこの資料のどこら辺になるのかが、ちょっとよくわからぬとですよ。そこら辺ばちょっと教えてもらいたんですが、どれをもって市民会議で検討されているのかちゅうのが見えないんですよ。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） 谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。11月16日の総務委員会の資料でしたら、資料10です。

○委員（野崎伸也君） 資料10。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。以上です。

○委員（野崎伸也君） 済みません、よろしいですか。

○委員長（前垣信三君） はい、どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 済みません、A3判のとっからのやつでよろしいですか、確認ですけれども。資料10というのは。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） 資料10です。

○委員（野崎伸也君） 違う。これじゃない。この緑のそこからでよかですかね。（「そっからでいいです」と呼ぶ者あり）わかりました、はい。

○委員長（前垣信三君） いいですか。

しばらく小会にいたします。

（午前10時26分 小会）

（午前10時36分 本会）

○委員長（前垣信三君） 本会に戻します。

ただいま皆さん方のお手元に、先ほどの総務委員会、所管事務調査事項の資料等が配付をなされておると思いますので、御確認をいただきたいと思います。このあたりの資料も踏まえた上で、御意見があれば伺いたいと思います。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（前垣信三君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。総務委員会でいろいろと報告、説明等々があつとるというようなことですが、最初に出てきとった基本構想の契約、日建設計ですか、が出てきとつとですけども、ここに決まった経緯なり何なりを報告は総務にあつとるのか知らぬとですが、ちょっとわからぬもんですから、概略。どういった経緯で、例えばどういう委員さん方で、どういうふうに決まったのかというのをちょっと教えてもらえれば。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） 谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。ただいま御質問受けました日建設計への業務委託が決まりました経緯でございますが、さっきスケジュールの中でもちょっと、簡単に御説明いたしましたけれども、ことしの4月からこの内部協議を始めまして、遅くとも8月には業務委託の開始をしないと間に合わないということもありましたものですから、6月にまず募集を開始いたしました。6月17日でございます。6月17日に募集を開始いたしまして、参加表明の期限を23日と切っております。

それで、6月23日までに参加表明がありましたのが2者でございます。それぞれ東京に本社を置きます設計事務所2者でございました。それ以外に何者かお話を伺いに来られた事業者がございましたが、辞退されたということでございます。（「何者、辞退は」と呼ぶ者あり）6社ぐらいだったかと思います。

それから、1次審査のほうで、6月23日から25日までかけて行いました。それで、1次審査の結果を6月26日に、2者にそれぞれ合格ですということで送っております。

1次審査の内容と申しますのが、庁舎に関す

る業務の実績ですね。新庁舎をつくるにあたりまして、その業務に対してちゃんと実績があるかということ、それと庁舎にかかわる実績の内容、及び携わった立場について書類を出していただきました。

そして、今回もしも業務委託を受けた場合にはどんな方々が担当技術者として入ってくるかというようなのを書類で出していただきまして、それぞれ書類選考の結果、合格ということになって2次審査に進みました。

それで、2次審査につきましては、さっき申しましたプロポーザル提案方式、——提案型でやりますので、そこで一番、考え方そして進め方が八代市に合っているのはどちらかということで選びました。

プロポーザルにつきましては、これは7月23日にプレゼンテーションが行われました。プレゼンテーションに携わった人間は、副市長を座長とします新庁舎建設プロジェクトチームのメンバー、ですから全ての部長さん方になります、で審査を行いまして、その場で採点し、翌日24日には決裁がおりて、同じく24日にはもう審査結果の通知を各者にお出ししたところでございます。

そして、8月になって契約と。ということで、8月3日が契約日となっております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） ということは、この1次審査も新庁舎プロジェクトチームでやったんですか。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） 谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。1次審査につきましては、本当に事務的な書類のみで、要は3000平米以上の

建物だったら消防法の問題とか何かいろいろあります。実績ないところが急に大きいものをつくっても多分無理、そういう構想がないだろうというところで、そういう実績やら何やらというのをチェックするわけですから、これは事務方のほうでチェックして、それぞれ問題ありませんということで報告を、市長決裁をとって出したところでございます。

○委員（成松由紀夫君） いや、だから誰がしたの。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） 企画じゃなかった、財務部でございます。

○委員（成松由紀夫君） 財務部で——。

はい、委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 財務部で1次、問題あるかないかだけを確認して、合格にして、2次で新庁舎建設プロジェクトチームでプレゼン聞いて、そこでやっぱり点数制かなんかでやったんですかね。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） 谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。はい、おっしゃるとおり、1次審査も2次審査も点数制でございました。

1次審査につきましては、とりました日建設計が35点中の32点、もう1者のほうが35点満点中の26点ということで、それぞれ6割以上あるということで合格にしております。

それで、2次審査でございますが、2次審査につきましては、先ほどありました市民にやさしい庁舎とか、フレキシブルに対応できる、要は変化に対応できる庁舎などといった考え方ににつきましてのプレゼンテーションを行いまして、それらの的確性、実現性、創造性、その辺をそれが平均的なものか、加点するに値するの

か、もしくは減点に値するののかというのをそれぞれの項目でチェックをしていただき、最終的に合計点数で判定をさせていただきました。

それで、判定の結果が、まだ全部の合計でございますが、とりました日建設計が1237点と、もう1者のほうが1071点ということで答えが出ましたので、翌日にそれぞれの通知を出したところでございます。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（前垣信三君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） いや、それはわかったですけど、もう契約まで行っとうわけですよ、これを見ると、委託契約書。まだ契約までこれは行ってないんですか。（「行っとう」と呼ぶ者あり）行っとうでしょう。その結果で契約までもう行っとうりますという話。

はい。

○委員長（前垣信三君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 例えば、こういう部分をですね、新庁舎プロジェクトチームちゅうのも何か、総務委員会には報告してあったっすかね。私は初めてちょっと聞いたような状況だし、1次、2次の中身もそうなんです。

こういうところがちょっとポイントでやっていくような委員会でもあるのかなと思うんですよ、この庁舎建設の、もう1回皆さんで精査すると。ただ、はっきりさせとかないかぬとは、要するに建設、さっきの2のほうになってしまうかもしれぬとですけども、建設やはりありき、冒頭、委員長が申されたように、耐震診断の結果、I s 値を満たしていないとか、改修、改築の認識の共有、新庁舎の機能、規模、予算というところですよ、大前提が。なので、まず建設ありきで、しかもですね、合併特例債ありきじゃないかなと。これは私の1つの意見ですよ。合併特例債ありきでいかんといかぬのじゃないかと。どうしても、合併特例債を使わないでですね、一般事業債云々っていうよ

うな話になれば、やっぱ44億円の、市民に対して負担をさせるわけですよ。44億円。合併特例債使わぬで一般単独事業債を使うとそれだけの負担を強いる。市民1人、大体約32万とか、1世帯115万の負担を強いていくということなんですよ、合併特例債を使わないということになれば。そうすると、このタイムスケジュールを冒頭いただいたように、見ていったときに、やっぱどうしても尻が決まってしまう。その中で押し詰めて、押し詰めてやるにしても、この庁舎建設の答えが遅くなればなるほどですね、なかなか使いづらい。それと、予算に、補正でもいいじゃないか、ああでもないじゃないかという御意見が多々あるんでしょうけれども、やはり王道の部分で、こういった大型のものは、なじむようにしていくには、どうしてもおのずと尻が決まってきて、その中で、短期集中型で、まずつくる、建設ありきでの話。それと、まず合併特例債にませようというところでの審議をやっていないと、それぞれ市民の方々に負担を強いるというような部分があるので。

あくまでそれが確定すればですね。任期いっぱいとか云々という話は、もう建設というものが皆さんの中で、最初、冒頭言われた部分が共有できれば、こういうものもいいんじゃないか、ああいうものもいいんじゃないか、こういうものは減らしたほうがいいんじゃないかとか、基本構想が出てきて、ああじゃないか、こうじゃないかというのはいいんですけども、大前提の柱をまず決めて、つくります。じゃあ、つくり直す部分で、合併特例債になじませようということで予算を通した中で、その中でまたいろいろと、もろもろをですね、市民に優しいとか何かいろいろ上がってきた部分を考えていくというような考え方はなきにしもあらずかなと思うんですけども。

そこだけは明確に、はっきりこの委員会でき

ようはしといたほうが。決まったときはみたいな流れでいくと、市民の皆さん方にそれだけの、44億の負担を強いますかというようなことになるのではないかなというふうに私は思いますので、その辺も含めて、正副委員長には進めていただければと、お願い申し上げます。

以上です。

○委員長（前垣信三君） ほかの委員さん、御意見はありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 合併特例債ば借ったけんって言うてから、交付金の多うなるわけじゃなかですよ。その辺の、気持ちの、財政に対する、交付金に対する認識ば一応みんなて共有しとかぬばいかぬですよ。

ネットで流るっけん、話の中で、市民に負担を強いるっていう話が出っとかもしれぬとぼってんが、そこの大もとがですね、特例債ば借ったけんって、交付金の多うなるっていう話ならよかですばってん、そげんじゃなかつすけん。

その辺の特例債の考え方もしっかり皆さんで共有しとかぬばんし、特例債を借るという話もですよ、県とか国とかに相談しとっとですか。その辺の進みぐあいもまだわからぬ中で、どげんしとっとか、どげんなつとっとかも全然まだ見えぬ中で、特例債、特例債って話が出よつとが、私には解せぬとですよ。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。2点、今のは、特例債で地方交付税がふえるのかという点と、もう1点目が、合併特例債を県のほうにもう申請しているのかということですが、まず地方交付税がふえるのかというのにつきましては、多分もう皆さ

ん御存じのとおり、国のほうは交付税特別会計のほうの歳出予算をちょっと縮減していつている状況でございます。トータルで15兆円ぐらい。その中の約1000分の1ぐらいが、今、八代市には入ってきていると。170億程度来ているわけですが。そのパイというのは確かに、15兆円というパイがあります。そのパイの中で、約半分の8兆5000億ぐらいが大体、市町村分の地方交付税。残りの8兆7000億ぐらいが、都は入りませんので、道府県の地方交付税なんですけれども。自分たち市町村の枠の中で、それぞれの市町村が、八代市を運営していくためには八代市にはこれだけ、——例えば100億円の歳入があります。でも理論上、歳出のほうは13万人で680平方キロメートルの地域を運営していくためには150億円かかるんですっていう計算ができます。そうしますと、100億の理論上入ってくるお金と理論上出ていく150億のお金の差額の50億円っていうのが地方交付税の対象という形になります。どの自治体もこの50億円を膨らませるために頑張っています。どやんことかと言いますと、結局、8兆5000億の中のとり合いですので、今、話が出ております合併特例債というのはこの理論上出てくる歳出の中に毎年合併特例債を借りたことによって、その借金を払います。それと、元金と利子分の70%はその歳出に足していいよというルールになっております。ということは、そこにもしも毎年1億円返済をしてるんだとなれば、そんときの八代市の枠は51億で勝負できるわけです、パイのとり合いの中で。そういうのをしてないところは、その分がほかからとられていつて、結局少なくなっちゃう。そういう理論ですので、地方交付税は減っていきよる、確におっしゃるとおりです。じゃあ、特例債借ったらば、そやしこ地方交付税がふえるのか、それはそのままその額がふえるわけではありませんとしか言えな

いところです。

それと、何よりも、この交付税のやり方自体が、考え方自体が、まず地方自治体のそれぞれの要因があります。例えば今さっき申しました人口13万人、面積680平方キロメートル、それに、じゃあ学校は幾つあつとかいって、学校は20あります。クラスは幾つあるのと、150ありますと。生徒はとか、高齢者は何人いるの。そういうふうな測定単位という言い方をしますけれども、そういうところでずうっと細かいデータを国は集めていって、それで何とか、そのパイの中におさまるような計算になるような仕組みで地方に計算をおろしてきます。それを財政課のほうで計算して、で、出てきた数字が例えば151億ならば51億っていう、理論上の地方交付税の額が算定される。

というふうになりますんで、合併特例債以外の部分でその数字のあり方といいますか、計算式を少しさわられると、がたっと変わってしまうっていうのがありますんで、地方交付税はその分ふえぬだろうという理屈が成り立つかと思うんですね。ただ、パイの中でとるというのは事実ですので、理論上の歳出の中に合併特例債が組み込まれれば、来ますし、それを使わなければ、それは全く入ってこない状態になりますので、結局その分少なくなるというのが成り立ちます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） ちょっと、いいですか。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） だけんですね、市民に負担を強いるという話がですよ、特例債の分な手当てができる、だけどそのほかの分は減らされるっていうことも理論上は考えられるちゅう話ですけん。特例債を借らぬだったけん、市民に負担を強いるという表現はですね、私は適切ではないというふうに考えとっとですよ。

それも意見ですけん。もうそれは理論上の話ですけんたい、どげんなるかつちゅうのはまずは国が決むることだけん、自分たちの気持ち、——私はぎやしこ借金しとっとだいけん、ぎやしこちょうだいと言うたっちゃ、そがしこ来るこたなかっただけんですたい。自分たちで決めないと。（「しょうがなかもん」と呼ぶ者あり）だけん、その辺は私の考え方、それは意見で、来たところの勝負だけんですたい、表現が私は適切じゃないって。市民に負担を強いるっていう表現は適切じゃないという話は、——2点目にまだ、何だったっけ。（「うん、まだもらっとらぬ。答え」と呼ぶ者あり）

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい、済みません。2点目の合併特例債を借入するということで県とかに許可を得るかということでございますが、八代市の場合は、財政上、そんなに悪い自治体じゃないので許可は要らない。（「許可は要らない」と呼ぶ者あり）協議でよろしいということになります。（「協議たい」と呼ぶ者あり）

それで、まだ、それを来年借るわけじゃありませんので、協議はいたしておりません。

（「そうでしょ」と呼ぶ者あり）（委員野崎伸也君「借るわけじゃなかけん、協議してない」と呼ぶ）

○委員（亀田英雄君） 委員長よかですか。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 協議してないという話だったですよ。だけん、協議しとらぬ部分についてですよ、私たちが慌てて、2月までとか1月までとかということで話を区切って進めることはないというふうに考えます。

○委員（成松由紀夫君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 負担を強いる強いらぬなら、活用の方で話で、その反論ではなかつですけども、意見として、合併特例債を活用すれば、そのパイの中のとり合いをしよる部分で返済額の支出に反映されるけんとした形になるんですよっていう話であって。活用しないという部分で、ほかでつくるとなればですよ、合併特例債にこだわらぬでっていう話になれば、一般単独事業債しかなかつでしょうけん、そん一般単独事業債で建てた場合の財政計画的にはどうなんですかね。私が言うたごとで44億分の違いが確実に出てくるわけだけん、そこが出てきた場合は、私は市民の皆さんに負担をおかけするんだろうなというふうな考え方なんです、どうですか。一般単独事業債で借りた場合と。

いや、私は単純にですね、財政のプロばかりだいけん、あれですけど、単純に考えれば、家ば建つときに一番利率の安か銀行ば探してから家ば建てる感覚かなと、我々庶民感覚で言うたときに。やっぱ一番銀行の利率の安かところば探して探して、じゃあここなら一番よかていうところで借って、建つという話なんですよ。

それで、さっきの話になつと、なら建てぬならよかつじゃなかつたかという表現まで含まれているような気がするけん、もう最初、委員長が言いなつたごとつ、改修、改築の、I s 値の問題があるけん、共有なんですよっていう大前提に立って返れば、家ば建つときに一番利率の安かところで銀行を借りるような庶民の感覚と一緒にの部分だけん、その中で言うと利率、——まあ考え方ですよ、利率の安かような合併特例債の借り方と一般単独事業債ってあるときに、ねえ、奥さんたち、母ちゃんたちが一生懸命、家ば建つときに、こうするときに、こっちが安うして、こっちがどうという考え方と言ったときに、合併特例債と一般単独事業債とあ

る。

その計画的にはどうなんですかね。今、試算しよなる分で。いや、わかりやすう話せぬば、何か複雑に。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） 谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。まず、今おっしゃられました合併特例債、まあ庁舎をつくる場合はこの2種類しか財源としましてはありませんので、今、交付税の話をしてしまったけども、交付税でさっき言った面積やら人口やら学校数やら云々っていう話っていうとは、どんどん国の裁量で若干変わってくる部分がありますが、借金、要は公債費という部分につきましては、ちゃんとその部分だけは加算ということになりますので、それを借らなければ全く入らない。だけん、一般単独事業債なら絶対入らないということです。合併特例債ならば、その分の積み増しができるというのは間違いございません。

それで、それが財政計画上どう影響するかとなりますと、済みません、交付税自体の流れっていうのもありますので、この起債した分、起債といいますか、合併特例債を借りた分、そのまま交付税に足し込むという計算は今の交付税の流れからは厳しいかと思います。ただし、交付税が落ちていく考え方が緩やかになるという考え方はできます。

○委員長（前垣信三君） 済みません、委員長から。冒頭私が申し上げました、I s 値を考慮すると、建てかえ、もしくは改修、改築という話も、はい。

このあたりがですね、今先行して歩いとるのが40億円とかいう、基本的には全部解体をして建て直す金額の話になつとるかなと思うとです。これは、規模とかそのあたりは、これから詰めていかなきゃいけない問題で、間違いなく

何かの手当てはせないかぬ。それが全面改築なのか、改修なのかという話も含んで面積的なものが出てこぬと、金額が出てこないと思うとですよね。そうすると、金額による、面積によっては、工事期間自体も異常に圧縮をされるかもしれぬ。このあたりが、後ろが決まって工事期間が決まってくるなら、今んところ工事期間を3年間見てますもんね。それからやってくると、新年度の予算で組まんのどうのこうのって話になつてですが、私が申し上げたのはあくまでも改築、もしくは改修をせないかぬよという認識を持ってもらうこと。それとあとは、その規模をどうするかということを皆さんで詰めていただくことですから。

今どちらかというと、40億という金額そのものが動いておるような気がして、もしかすると、それが20億になるかもしれません。それは合併特例債を使うことには異議はないんですけども、そのあたりを含めて協議をお願いしたいと思います。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長よかですか。

○委員長（前垣信三君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 今、委員長が言われているのは、多分80億の話と思うとですけれども。（委員長前垣信三君「はい、はい」と呼ぶ）その予算のこと、総予算が云々で規模がどうでって話じゃなくて、それだけのものがかかりますよと。解体入れたらまたどれだけなるかわからぬ。その中でお金を借らないかぬ。借らないかぬ部分にやっぱりどうしてもこちらに都合がいいというか、返済の中で50億規模の44億ですかね、その規模の部分が非常に、今の説明でいくと緩やかになるというようなことなので。負担を強いる、負担を強いるって言う強い言い方ではないんですけども、結果的にそうなりますよという認識でいいのかなという、それは間違つたらぬですかね、谷脇さん。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。その部分は全くそのとおりだと思います。

○委員（山本幸廣君） ちょっと委員長、よか。

○委員長（前垣信三君） はい、どうぞ。

○委員（山本幸廣君） 成松委員、よか。

○委員（成松由紀夫君） どうぞ。

○委員（山本幸廣君） 答えはよかったですか、今んとで。

○委員（成松由紀夫君） 今んとはよかです。

○委員（山本幸廣君） 谷脇君、次、私が質問するばってんね、まあ聞きたかばってんが、合併特例債は、借金は借金かい、借金じゃなかつかい。それだけ答えろ。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） 谷脇主幹。

○委員（山本幸廣君） その認識が一番たい。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい、合併特例債は借金です。

○委員（山本幸廣君） ありがとう。

委員長、どうぞ。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい、済みません。今、借金を借りよう、借りまいという話をしようとかばってんがですたい、1つ確認をしたかったとがあつて、資料をいただけてますよね、合併特例債は借りたときと一般単独事業債でしたときっていうのが表があるとばってん、最終的な総支払額では一般単独事業債のほうが安かつですよね、支払額の。だけん、こやんとば出してあつとに、借りらぬば損するとか、市民に負担を強いるとかつちゅう話は、ちょっと理屈が

違うかなっていうふうに思う、——それはよかです、答えぬで、そうじゃなかつです。

だけん、委員長が言いなつたごて、まず最初に建てかえちゅうのは前程なんですよ。共通認識で。機能、現状、予算っていうとはですよ、さっき成松委員が家ば建つときはという話をしたばってん、基本構想があつてからみんな金ば借りぎゃ行くとですたい。だって、基本構想が今ここで決まつたらぬとに、金の話してもどやんもならぬでしょうが。（笑声）普通、一般家庭で住宅ば建つときは、自分がどやん家ば建てるって、何坪の家ば建てるって決めてから借金ば借りぎゃ行くとやけんが。借金の話は後ですたい。まず、基本構想ばどやんか考えていかぬといかぬと。

それで、委員長が言いなるごて、まだ基本構想が出てないと、決まってないっていう中で、そういう議論はおかしいでしょう。

借金ばせぬばん、せぬばんと言うばってんが、いろんな、ほかにですよ、建て方によっちゃ、補助金のあつとじゃなかですか。そやんとまで組み込んだシミュレーションちゅうとは全然見てないんですよ、私たちは。PFIであつたり、ありますよね、いっぱい、今、やり方的なものは。

そういうシミュレーションも何もない中で、そういう借金ばするとか、市民に負担ば強いるとか、そういう話はナンセンスと思うとですよ。まず、基本構想をどやんかせぬばいかぬとじゃなかですか、委員長。私はそやん思います。

○委員長（前垣信三君） 皆さん、ほかの御意見は。

○委員（村上光則君） はい、委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、どうぞ。

○委員（村上光則君） いや、それはもう、今言われるように規模が分からぬとにですよ、その規模次第ではそれは、そやんお金も要らぬこ

とにならせんですか。やっぱ、建てかえとか、いろんなつくり方をすれば、そんなに金がかからぬごとなるけんですね、まず規模から考えていかぬば、先には進まぬです。

よろしくをお願いします。

○委員（亀田英雄君） 規模はしとるけん、東京の2者しか来ぬだったんでしょ。大手ゼネコンしか入らぬごたる品物だいけん、2者しか来ぬだったっじゃなかつですか、結果的に。

○委員長（前垣信三君） どなたかお答えできますか。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。まず最初に返答は要らないとおっしゃりましたが、議事録残りますんで、一応、回答いたします。（委員野崎伸也君「要りません」と呼ぶ）

一般単独事業債が——。

○委員（野崎伸也君） 委員長、そこは私は要らないと言つたんで要りませんよ、回答は。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） これは、多分、市民誤解を招くと思います。

一般単独——。

○委員（野崎伸也君） いや、要りませんよ。要らないって言つてんですから、委員長。

○委員（橋本幸一君） 私は説明願います。

○委員（成松由紀夫君） 私も聞いてみたいですね。

○委員長（前垣信三君） 何を。（発言する者あり）

○委員（成松由紀夫君） 今の質問に対して。住民の誤解招くですよ。

○委員（亀田英雄君） 改めて質問して言うたらよかですたい。質問者が要らぬて言うただいけん。

○委員（野崎伸也君） 私は要りません。
（「要ります」と呼ぶ者あり）私は要りません。

○委員長（前垣信三君） 質問の趣旨をもう一遍言ってください。いえいえ、はい。

○委員（野崎伸也君） 質問の趣旨は基本設計、基本構想のほうを詰めていかぬと借金の話には行かないんじゃないですかと。金を借りるとかって。だけん最終的には、まずはそういう話じゃなくて基本構想をどうするかちゅうところを考えたほうが、委員会の中で議論していったほうがいいんじゃないですかというところを言いました。

○委員（山本幸廣君） 委員長よろしいですか。関連ですから。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（山本幸廣君） これは議会の特別委員会なんです。市民の特別委員会じゃないんです。だから、いいんじゃないですか。答弁させなさい。

○委員（橋本幸一君） はい、私もですね、——（委員山本幸廣君「当たり前ことですよ」と呼ぶ）今、あれっと思いました。だからちゃんとした説明をそこは願いたいと思います。

○委員（山本幸廣君） ちょっと橋本委員、橋本委員。あのですね、委員長。（「割って入っとだもね」と呼ぶ者あり）構想にですね、構想が今の中で完璧ならばですね、議会も市民も、市民の検討委員会なんか十何人でしょう。13万人のうちの何百分の1ですか。その中で構想というのはもうはっきり言ってから、設計、日建に全部、はっきり言ってから決まりました。今、構想を練っております、プロポの中ですね、プロポの中で。それを私たちは、議会としては、今の合併特例債に含めてからずうっと合併の協議会で新市になって、新庁舎の問題については検討しましょうと。そんなときは本庁方式でした。それが今、やっぱ分庁の問題が出てき

とる。それはなぜかっていうのは、鏡と千丁と、庁舎が今はいきいきとしとると。ということで、議員の皆さんが市民から聞かれて、じゃあそれならばどうかな、今のような構想でいいのかなと。今のような規模でいいのかなと。今の予算でいいのかなというの、合併特例債があるけん、成松委員あたりが特例債があるけん、それは私は合併特例債は使うときは使わないかぬ。けれども、私が一番疑問なのは、これは総務省の公開してあるけん言うとはってんが、何の平成のですね、大合併の推進をしようからですね、メリットないんですよ。こうなったら、ただでやってよかたい、合併は。合併せぬところはいきいきしよっでしょ。借金持っとるとこは合併したとこばかりでしょう。借金持っとるのは、委員長。

こういうのを含めた中で総括的にですね、じゃあどういう構想の中で我々の議会の反映、市民の反映、どういう規模にするのか、どういふふうにするのかというのが特別委員会であってですね。

財政は必ず、この議会というのは、財政チェックするのが議会なんです。だから、財政は絶対心配せないかぬ。だから、今、成松委員も言ったように、財政については、合併特例債についてはそういうことなんですよという意見もある。いろんな意見もいっぱいあるわけでしょう。

だからこそ、今の委員長の整理の中では、建てないということじゃありませんよと。特例債のこともあるし、そしてまた規模の問題も、いろんなことがありますからと。前向きにということで、それを議論していかないかぬ。ですね。だからある程度整理すれば、今言われたように、構想が28年3月の末までには構想が上がってくると。だから早くしてくださいという意見もあるわけですよ。ところが、合併特例債だから今せぬでよかですよと、もう1年延び

てもよかですよという意見もある。そら執行部の考えは、いや違います、3月31日まででどうしても今回当初予算に予算計上しなければいけないという考えを持ってるかもしれない。だけれども、最終的には我々が、規模と予算と、そういうのが最初委員長が提案された、その問題からですね、スタートするように委員長進めてもらえんですか。

○委員長（前垣信三君） はい、はい、——。

○委員（山本幸廣君） 前んといとはですね、まだ言いたいのはありますよ。成松委員が今さっき質問された中で、当初から契約までんとを全部出してくれ。契約までんとを全部出してくれ。どういう、1次審査、2次から結果、そしてまた我々全協で説明した中でのね、その説明する当時にはね、もうはっきりいって相手とは契約しようわけだから、何も議論するとはなかった。その関係資料は全部だせ。

以上。そこまで行けば。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。関連です。

○委員長（前垣信三君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 今、言われたとおりですね、結構不透明なところがあつとですよ。

（「不透明ばかったい」と呼ぶ者あり）その基本構想の話も。はっきりな話言うてから、初めて知ったこつが多かけんで、だけん、そういのはいいんですが、今、野崎委員が言うたところの質問は、市民に誤解を招くけん聞きたいというのと、それと、もう基本構想と特例債の問題ちゅうのは、鶏が先か卵が先かで、それは言いなごつ、基本構想をばちっとでき上げて計画してから借金だろうもん、金借りっとは。その考え方もあるばってん、まず金ば借る当てのなかなか家ん話も行かぬわけですよ。

だけん、もう鶏か卵かって話になるけん、そらそれぞれの考え方だいけん、そこはもうよかっですけど、ただ、先ほどのところについては

ちょっと、一般単独事業債とほかに何か補助金があつとじゃなかつたとか、何だかんだというところの質問は、もうなかように市民がとってしまうといかぬし、あるならある、なかなか、そこの財政計画的なものも、ちょっと教えてほしかですね。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。先ほどの件でございますが、一般単独事業債のほうが安いということで発言がありましたんですけども、総務委員会でもお手元の資料受け取られたときに私も説明しとるんですが、一般単独事業債は1億の事業をしても75%しか借金できません。つまり2500万はそんなときの現金で払わないかぬ。ところが、合併特例債は1億の事業しても9500万借金できます。ということはどうかとなりますと、総額、要は借金の金額が少なければ同じ利率で計算してますんで、75%の分量で借金してますから20%分安くなるはずですよ、当然。だから、総事業費がたしか87とか、そういう数字で出ておったかと思うんですが。その数字の動きの差はそうなんですよという説明をさせていただきます。

ただ、それでも、たくさん、1億に対して9500万借金できて、そのうち70%に交付税が対象となるというのは大きい話ではありますよという説明をいたしたところは間違いないかと思えます。

○委員長（前垣信三君） まだありますか。ほかに。（発言する者あり）（委員亀田英雄君「次……、何ば質問したけな、わからぬ……」と呼ぶ）（笑声）

少し委員長から。なかなか委員長という立場、自分の意見が申し上げにくい、公平な立場で審査をせないかぬというのがありますから、

それを踏まえてお尋ねするんですが、仮に合併特例債を使って工事を進める場合、いつの時点までに、例えばその契約なり、あるいは工事が完了すればいいのか、そのあたりは何かありますか。（「それは委員長交代して聞きなればよか」「質問するときには」「委員長交代して」と呼ぶ者あり）

じゃあ、委員長交代します。

委員長、はい。

○副委員長（幸村香代子君） はい。

はい、暫時、委員長を交代いたします。

前垣委員。

○委員（前垣信三君） はい。合併特例債を利用するといいますか活用するためには、いつの時点で例えば契約が成立するとか、いつの時点で請負金額が支払いが終わつとるとか、そのあたりは何か決まりはありますか。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○副委員長（幸村香代子君） はい、谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。合併特例債につきましては、いつまでに契約、こちらのほうが、今、第1回目の、こちらでありました特別委員会の中で、A4判の1枚物、多分こういうスケジュールを配られたと思いますが、それはお持ちでございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そこでありますように、来年度、28年、29年というのは、基本設計と実施設計を債務負担行為で考えております。要は、基本設計につきましてはもう単独費です。ですが、実施設計につきましてはもう建設というのが前程ですので、合併特例債を借り入れる対象となるということで、28年度中に、29年から使いたいんだけどというふうな相談が県あたりと始まります。

そして、いつまでに契約すればよいのかとい

うことですが、これがずれればずれるほど、要は作業はタイトになります。今ずっと議論の中で、建てかえありきだろうとか、規模が決まっとらぬのに、この建設期間も短くなるんじゃないのかという議論ございますが、一応、この前の一般質問でもありましたように、平成8年の阪神・淡路大震災におきまして、それを受けて、八代市のほうも耐震診断をいたしました。そのときは、ちょっととてもじゃないけど、もたないみたいな回答でした。その後、合併するときは、当然、合併の協定項目の中に、会議の中にやっぱり、八代市の場合は庁舎に耐震性がないから建てかえることを前提に考えなさいと。そして、平成27年の耐震診断でも建てかえることが妥当という診断を受けて、それで意思決定したと。建てかえというのが前程で、前程といいますか、建てかえていこうということが確認されたところだったんです。これは内部です。内部といいますか、執行部での話です。

それで、議会のほうには庁舎建設を目指しますということと、基金の創設をお願いしますということで提案したかと思います。それが平成26年度の当初予算だったと記憶しております。

そんな感じで、規模とか何ともわからないというのもごもっともでございますが、特例債を使うとするならば、平成32年度の事業費の分までしか借れないといことが一つ。

それと、一番心配なのは、ずれ込むといいますか、中途半端な時期に発注をかけるというのがどんな怖さがあるかといいますと、当初で出しますと、まだどの事業所さんも、そんなに受託といいますか、仕事を請け負ってませんので、ならうちも手を挙げますということで競争がある程度発生しますが、もうちょっと、全然ピン트가外れた時期に発注しても、もうどこの事業所も仕事をとってらっしゃいますので、人がそろわないとか、そういう理由で、もう手を

おろされます。となると、競争が働かなくなるという心配があります。

以上です。

○委員（前垣信三君） はい。

○副委員長（幸村香代子君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 私がお尋ねをしたかったのは、例えばこのスケジュールでいきますと、平成32年度建設工事と書いてありますが、「平成」と呼ぶ者あり）32年度末までに支払いが終わつとらないかぬのか、32年度に契約をすればいいのか、どのあたりの時点が合併特例債の有効な期間なんですか。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○副委員長（幸村香代子君） はい、谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。32年度から仮に2年間かかるといふ工事費でございましたらば、33年の分は合併特例債の対象にはなりません。ただ、32年度までに終わるんだという工事期間でありましたらば、その繰り越し分については、当然、繰り越し、当初の中では財源まで入れて繰り越しを出しますので、合併特例債が入ったところで当然、議決も受けます。ですので、繰り越しについては、翌年33年度分の支払いまでは合併特例債が対象ということになります。（「それは、30年が開始のとき」と呼ぶ者あり）

はい。32年が完了のときの話です。

○委員長（前垣信三君） はい、いいです。

○副委員長（幸村香代子君） 委員長を交代いたします。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長よろしいですか。

○委員長（前垣信三君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 谷脇君、確認ばしとく

けんね。

あなたが今、説明した中で、合併当時、私の記憶の中で、この合併当時の新市になって、建設についてはですね、慎重に審議しましょうということで協議会では進められて、あの三角のエリアということであつたんですけれども、耐震の話はほとんどなかったよ、合併協議会で。そんときの会議録ば出して。耐震の問題があつたならたい。今のは、市民の方々が誤解したらいかぬけんで、何回も言うばってんが。耐震は絶対なかったと思うよ。

ちょっと委員長、答弁求めますから。（委員長前垣信三君「はい」と呼ぶ）市民に誤解してもらったら困る。11年前に耐震なんか聞いたことない。

○財務部長（岩本博文君） はい、委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、岩本部長。

○財務部長（岩本博文君） はい。今の新庁舎部分の議論についてはですね、ちょっと合併協議会のときの協議内容が資料としてありますので、それを確認させて、次回報告させていただきます。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） それと、谷脇君から、今回の26年、これについても、建設についてというのは、これは私たちもやっぱし議会として議論をした経緯があります。ただ、その前に、候補地をどう選ぶかということで、大変ね、候補地の中で、前の議長、2代の市長さんのときにいろいろと利害関係、関係いろいろあつてね、財団のほうからも、ここを譲渡する中で大変苦勞して苦勞して最終的にここに決まつたんよね。最終的に。その苦勞というのは、市長、首長のね、考え方、首長の人間関係等々です。ね、なかなか前に進まなかったのが現状なんです。候補地を決めるのも、候補地を買うのもね。

そういういきさつがあって今回成ったというのは我々やっぱし、議員として共通認識を持たないかぬし、やはり首長の方々がいかに苦労したかという中で、今回中村市長がちょうど、前市長のときにこの候補地を選んだ、候補地を買う、買った、2億何千万。そしてまた、新たに中村市長になってからその候補地の選定をした。ね、大洋デパート、本町とかなんかずっとした、何カ所かね。そして最終的には前の市長が、そこに定まったわけね、候補地がね。それからが急ピッチに建設というのがどんどん進めて今現在きたわけだからね。

そこあたりについては、建設については、我々議会として総務委員会がしっかりして議論していただいたし、今回、特別委員会つくった中で、あんまりね、これは中身ひっくり返してから、がちゃがちゃがちゃがちゃ、この特別委員会の中でやるより、やはり建設について今の構想をプロポでやっとなる日建さんがつくって途中で、どこまで市民の声、議員の声を反映したのかという中で今議論をこれからしていかないかぬと思うわけたい。

そん中で、どれを今度どういう、出てきたなら、どういうところにはこういうことをしてほしいという修正をする。これは、基本構想の修正はどこも特別委員会やっとなるけんね。見てください、県下市、人吉もやっとなる類似都市ばずうっと出しとる、ネットで、俺が調べた以上は。修正案をほとんどしとるよ。基本構想の修正案をね。

それについてはどうかい。修正せぬ気持ちでおるならば、はっきり言って3月31日までせぬばんたい。修正をする可能性があるという気持ちになったならばたい、どうやって予算を、どこで計上するかということたい。修正は完璧にないという答弁できるかい。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） 谷脇主幹――。

○委員（山本幸廣君） 俺は議会の代表で言よっとだけんでから、そこで答えてくれ。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。基本構想の話をもっと最初にさせていただいたときに市民の御意見と議会の御意見を踏まえて出しますと言うことを発言したと記憶しております。（委員山本幸廣君「そのとおりたい」と呼ぶ）ですので、基本構想をこれが完成品ですといふうに出すときは、当然、議会の意見も反映したところで出すところです。

以上です。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長。

○委員長（前垣信三君） 山本委員。

○委員（山本幸廣君） 反映するということで全協で我々がその議論をした中――議論して執行部からの説明求めて、議員からもこういうことちゅうことで議員に対してもアンケート調査をしていただいて、議員からも、いろいろと集約した中で、資料をもらってるんですけども、じゃあ執行部の回答というのが来たときにはたい、回答が完璧であったならば、私は今の構想というのは何も修正もする必要もないしね、修正の必要がないわけだから、今から特別委員会でじゃあどうするかというたときにたい、構想が上がってこぬとしゃがな、我々議論できぬわけたい。あんたたちが、完璧と思ったら。だからこそ構想が上がってきて、特別委員会というのはそれを議論をして、じゃあどういふうな今度は修正をするのかってなってくるわけよ。それから基本設計をするし、実施に向かっていくわけでしょう。

そこらあたりはしっかり理解してください。だから、構想については完璧ということであるならば、私たちはその構想が、委員長、上がってきた段階で慎重にですよ、特別委員会は審議していくという。規模であろうが何であろうがですたい。その前にもいいですよ、委員長、そ

ん中ですね。意見としては。

○委員（村上光則君） 委員長、単純なことを聞きますばってん。

○委員長（前垣信三君） はい、はい、村上委員。

○委員（村上光則君） はい。８０億あまりの予算が、聞いとつとですけども、しゃにむに８０億を使わぬといかぬとですか。そういう決まりがあつとですか。

○委員（亀田英雄君） ちょっと委員長、関連でよかですか。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 済みません、さっきだけん、ちょっとさっきの話の中で答えばもろとらぬとですばってんが、規模はもう仕様書ん中に入つとつとでしょう。だけん、２者しか来とらぬとでしよという話が答えばまだもろとらぬとですばってんが。（委員長前垣信三君「はい、はい」と呼ぶ）それはもう関連した話ですよ。規模があるけん、８０億という話が出てくつとだけん。

○委員（村上光則君） それが決まつととか、決まつとらぬか言ってもらえればいい。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい、済みません、１個抜けとったのをおわびいたします。

規模とか８０億とかいう話は、基本設計するときの、何といいますか、最初からの条件といったわけではございません。要は、経験値の問題があります。要は、家ならいっばいつくったことありますけど、ビルつくったことないですというところにそういう基本構想をお願いしてもわからないっていうふうなのがありますので、ある程度のそういうノウハウを持っているか持っていないかというのは、当然、こちらはま

ず審査するべきですし、そうでないと競争も発生しないということで、公募をかけております。そこは御理解ください。

それと、８０億使わなにかいというお話でございしますが、新庁舎、まあ新庁舎と申しますか、耐震改修ではなく改築でいこうというふうな話が決定します際に、一応、先進地の事例を調べました。２０１２年前後ぐらいの、２０１２年以前につくられたやつをずっと調べました。決算ベースで大体八代市と同規模ぐらいの庁舎あたりを参考に積算しましたところ、財政計画は８０億円ぐらいのお金というか、必要かなと。建物だけでそのぐらいは要るねということで、その数字を一応仮置きして、それで平成２６年の３月議会と２７年の３月議会それぞれ財政計画を説明する際にはその数字を使って御説明させていただいたところでございます。

○委員（村上光則君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、村上委員。

○委員（村上光則君） それは一応想定でしょうから、規模が違えば結局まだ安くできるちゅうことになるわけですね。だから、そこら辺を議論していかぬと、この財政難ですよ、これから先、八代がどぎゃんなるかわからぬですよ。もう農業収入も減ってるし、企業誘致も進まぬし、どっから金が入ってくつですか。１０年先のことを考えればですよ、人口も減っていくし。その辺のところはしっかり考えていかぬとですね、それはもう、子や孫にですね、ツケを渡すごたるふうになつてくつとですから。

だけん、そぎゃんよかとばつくらぬちゃですよ、私個人的には、よかとばつくらぬちゃ、さっきもお話が出たように、分庁方式でもよかし、それはもう、千丁、鏡の庁舎はよかつですから。そげんことも考えて、みんなで後の、これからの子供たちに迷惑をかけぬように、私たちはするべきじゃなかつたですか。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 委員長、いいですか。

○委員長（前垣信三君） 成松委員。

○委員（成松由紀夫君） はい。さっきのその前垣委員長からの質問があったとき、けつがもう32年完成で決まったりします。要は、建設環境の中で、前のときですね、話が出ったのが、どうしても、例えばこの委員会の中でいろいろなもろもろが決まってくときに、合併特例債云々というのはある程度決まってくるというのがさっきの話。じゃあ、この委員会の中でいろいろとよりよいものをつくるために一生懸命議論していく中でも、やはり建設工事であったりいろんなもののおくれている、タイトになった場合はやっぱり、よう当時の執行部から言われてたのが、労務単価の問題、それと資材高騰の問題、さっき言われた事業実施するときの入れ替えのタイミングでの競争性を担保せないかぬ部分ということを見ると、なるべく早いほうがいいんですよというのは、よう執行部が当時言いよったんですよ。

建設部とは違いますが、財務部でもその辺はどやんふうには認識しとんなったかな。やっぱ、人が集まらぬ、すと、どうしても労務単価の問題がある、すと、今、物もないということになると、どうしてもこうデメリットのほうがつくる上においては大きくなって、金が高くなるっっちゃうか。やっぱ金の心配は、さっき村上委員が言いなつたごつ、だけん、もうちょっと辛抱した建物でもよかつじゃなかつかいということ、は、いろんな議論はそりゃよかつですけども、していけないかぬと思うとととばってん、やっぱそこの、けつと頭がある程度より早いところで決まったほうが予算的にはどうなんですかね。そこを1つ確認しときたい。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） 谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。はい、労務単価のほうでございしますが、もう新聞等でも御存じかと思いますが、確かに現在上がつとります。私たちが財政の立場で、まだ新庁舎というのを数字を仮置きするときはまだ、2012年ぐらいと申しましたが、まだそういう高騰が起きる前です。それで、東日本震災が起きまして、土木工事をそれからもうすぐ始めて、やっと地盤ができて、今から建設工事に入るといふのになりまして、それで建設単価というのがどんどんどんどん上がつとります。オリンピック需要というお話もございしますが、実際は、いろいろ聞いてみますと、東日本震災の影響だということでは聞きます。

ですので、引っ張れば引っ張るほど、引っ張ればというのはおかしいですけども、施工期間を短くするようなことを最初から条件とすれば、おのずとその労務単価は上がっていき、ますます高くなるというのは否めないところでございます。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） ということは、やっぱりそういった認識を持って、さっき山本委員も言われたように、市民の代表だからしっかりそこは話し合えないかぬというところはあるんだけど、いたずらに時間はかけられないというのも現実問題として一つあるということですよ。

委員長、この具体的な調査内容と調査期間ですよ。これは多分まだ、きょうの段階で議論すれば延々となるような気がせぬでもなかつですけども、具体的な調査内容についてはですよ、冒頭おっしゃられた部分も含めて、——いや、私がちょっと想定してたのは、もう建設を

するしないまでこの委員会は議論の中を含んでいるのかなというようなことを私がですね、そういう部分も含めてあるのかどうかとういうのを今回入る前に思っと思ったんですけども、いや、これはあくまで建設はやるんだよという話なんで、建設をやるということが大前提で。あと、多分、今、分かれているのは、合併特例債をにらんでいく人たちと、いや合併特例債云々よりも基本構想でいろんなものがはっきり見えて、一般事業債ですね、一般単独事業債の部分でもいいんじゃないか、しっかりその前に議論を重ねるべきじゃないかということが2つに分かれてるんで、そこは多分きょうの中ではなかなか結論が出ないと思うんでですね、その年明け早々にでも、そこら辺をまた各党派持ち帰られたりして、積み上げられて。

やっぱ合併特例債をにらんでやるとなれば、短期審査型、集中審査型でやらぬといかぬ。ただ、やり方とすれば、合併特例債をにらんで予算の部分はやり方はいろいろあると思いますよ。合併特例債の期限までの部分はそこを集中審議をする。そして、それをした後に、今度は建物のつくり、規模、どんなものでどうだという微々細々に至ってまた議論するんだというようなことをやられていくのか。そういったことも踏まえて、一旦やはり、建設ありきというのがわかれればですね、いいのかなと。ただ、合併特例債ありきかありきじゃないかというのは持ち帰らぬといかぬでしょうし。

それによって今度は調査の期間がおのずと出てくっと思うですよ。もう合併特例債の部分である程度、煮詰めていきますよというような部分でいくのか、いやいや、それはそれで話は白黒していいけど、まだその後もやるよというような、微々細々まで議論するよという意見があればと思うんで、そこをまとめていただいたほうが、多分きょうは延々となるんじゃないですかね。

○委員長（前垣信三君） はい、おっしゃるとおり――。

○委員（山本幸廣君） 委員長、ちょっとよろしいですか、関連で。

○委員長（前垣信三君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 今、成松委員が言われた件については私も賛同いたします。それについてはですね。ただ、1つ、出てきたのが労務単価の問題とか、等々が出てくるとですね、それならば建設ありきじゃなくなるんですよ、私の考えというのは。なぜかというと、そぎゃんコストの高かって、今は時期尚早じゃないかって。あと5年、10年なんか延ばしたってよかって。50年たつとところが、こん前、行政視察行ってから、庁舎どんどん建つとって。こげんなるわけたい。執行部にはね。そういうことまで考えたときにはそうなるですよ。我々行政視察で、50年たつとるのがじゃんじゃん建つとつとるですよ。だから今なぜ建てないかぬのかってなってくるわけですよ。

将来の負担比率も公債費でも、どれだけのやっぱ借金返済をせないかぬかというのは、財政計画の中で、八代市の財政を見たときに、総合的に見たときによ、それははっきり言って、特例債、地方交付税を含めて、地方交付税がどんどんどんどん減ってくる。そういう中でじゃあどうするのか、うちの財政はといったときに、税金をどう高めるかということは、いっちゃん論議なかわけだけん。税金を高めぬとしゃがな、絶対、単年度だけしたなんて、赤字になってくるんですよ。黒字ならば絶対積み立てできないんですよ、積み立てが。うちの今回、庁舎の問題についても。そういうのが全体的に我々が議会だから議論していかなければ、一部の問題だけでね、そういうことでお互いに感情的になつてね、する私は必要もないと思います。

それは執行部と一団となってこの特別委員会、前垣委員長なり、副委員長を含めて、我々

がね、検討して、調査をしながら、前向きに行こうということだいいけん。つくんなと言うことじゃなかわけだけん、これだけは。

特例債も財政も一緒なんですよ。そういうことで、全体で考えていくように認識を共通にしていかなければ、はっきり言ってから、構想はうっかえたわいって、恥かかぬごとしとかないかぬけん。そのための、恥かかないようなためにも、やっぱ議論をせないかぬ。

そして、我々特別委員会としても、市民の声も十二分に反映せないかぬ。これはなぜかって、検討委員会、検討委員会とかって、検討委員なんか学者ばかつじゃ、——学者ばかつならよかつたい、学者ばかりじゃなかわけだけんから。何でも、——我々ははっきり言って知識あるとばつてんが、俺らはあれよ知識あると思っとるわけやから。（笑声）

そういう中でね、もう少し我々は、委員長のもとで、この特別委員会を慎重に、調査項目をしっかりとターゲットして、進めていただきたいという、これは意見です、委員長。

○委員長（前垣信三君） はい。

○委員（山本幸廣君） はい。執行部にも同じ考えで。

○委員長（前垣信三君） はい。

はい、今、各委員の皆さん方の意見を集約をいたしますと、今委員会ではなかなか決定といえますか、それには至らないような気がいたしますので、一度、会派なり、持ち帰りいただいて、明けて、日程調整ができましたら委員会を行いたいと思います。

ただ、皆さん方の、委員さんの共通認識として私が執行部に確認いたしておきます。

3月末までに基本構想ができ上がります。そして、基本設計、実施設計が2年間見てあります。この2年間という期間は変わらないんですね。

そしてもう一つ、それと、この委員会として

はこの基本設計が出てきた時点で、基本設計に委員会の意見が反映できるかどうかの確認をしたいと思うんです。それによつては、この期間が随分長くなります。（発言する者あり）はい。基本構想が出て、基本設計に入りますよね。そして基本構想を一応、確認をした上で基本設計なり出されたときのその経過の中でこの委員会の持つ意味、——その内容についても発言ができるのか、反映ができるのか、そのあたり、皆さん方の御意見を伺いたいと思います。それによつて委員会の期間が、先ほどおっしゃったみたいに任期いっぱいとかいう話も出てきておりますので。

そのあたりは、どのように考えられますか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。そのあたりも見ただかもんですけん、任期をこう長くとりたいう気持ちのあったつですよ。

○委員長（前垣信三君） ほかにほございませんか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） はい。納得いくようなもんがですね、できればですね、よかつです、それで。別に引つ張ろうとかそういう気持ちは全くありませんので。

○委員長（前垣信三君） はい。それでは、先ほど私が執行部に申し上げましたこの2年間の、この28年、29年度の基本設計、実施設計の期間自体は短くはならないんですね。そうすると、この30年から32年度の3年間の建設工事はどういう理論づけで3年間をとられたのか、そのあたりはわかりますか。これ、皆さんの共通認識として知っておきたいと思えます。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。済みません、今までの説明の中で、32年という話でずっと、完成が32年というところだけが多分御記憶に残られているかと思います。実際は、環境センター建設っていうのが1つのネックでございました。本当はずうっと前から新庁舎については、平成21年にはもう結局だめだという判定をもらってありましたので、財政計画の中にも盛り込むべきでしたし、表出しをすべきでしたけど、まだでしたけども。まだ当時は環境センター建設をどこにするかとか、どんな規模にするかとか、そういうのも決まってません。あれも100億単位のオーダーです。ですので、その辺がはっきりしないうちに、この新庁舎のほうを財政計画に乗せるちゅうのは非常に厳しい時期でした。

それで、今回乗っけたのは、結局、今年度中におおむね学校の耐震が終わるということと、環境センターの建設時期がはっきりしたということで、その時期と重複しなければ庁舎もつくれるだろうと。借金の返済まで考えた上で、できるという判断をした上でしましたので、そのおかげで、30年から32年が建設時期と。ちょうど環境センターができた後というふうになったわけでございます。何も合併特例債が32年度だいけん32年じゃなくて、環境センターが終わったけんできるっていうのは――。

○委員長（前垣信三君） わかります。私がお尋ねをしたのは――。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） それで、次にその上で、まず1発目から、お聞きになられた2つ目、1本目からいきますと、この基本設計、実施設計の2年間は変わらないかというところから、でありましたけれども、確かに2年間とつとかぬと、実際にです、調整っていうのにすごく時間がかかりま

す。例えば、2つ目の質問とちよつとかぶりますけれども、どこの自治体も基本設計まではこの特別委員会で結構意見を言われて、そこでかなりキャッチボールしながら庁舎はつくられていってます。ですけん、基本構想はやっぱどうしても、まだぼやつとした部分。基本設計になればおおむねの形とか、その何ちゅうんですかね、パースが見えてくるといいますか、大体こゝ目に見えてき出すんですよ。（「今よかかか、谷脇君、説明よかばい」と呼ぶ者あり）その時期――。

○委員長（前垣信三君） いやいや、いいんですよ、委員会の期間をどうするかという話にもなると思うとですけど。（「できるかできぬかどうか」と呼ぶ者あり）うん。そのあたりを決めるのにこの期間が本当にこれくらい要のかという話。例えばこの建設工事が3年間かからぬと、もっと前に、後に縮むじゃないですか、変な話。2年間で済むかもしれぬ。そのあたりの、どういう考え方で3年間をとられたのかを共通認識として皆さんで捉えておいてほしいと思っただけの話ですから。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい、済みません。3年間の考え方は大体、山どめっていうんですかね、それに2.5カ月ぐらい、杭打ちに1.5カ月、それと基礎工事に2カ月、それと地上の建設に2カ月、それと鉄筋張るのに2.5カ月――。

○委員長（前垣信三君） オーケー、わかった。もし、そのあたりの、何か工程表に出とつたら、そのあたりを皆さんに示しなればどうですか。（財政課主幹（新庁舎建設担当）谷脇信博君「はい」と呼ぶ）

それと、もう一つは、先ほど山本委員さんのほうからありました基本構想契約までの経過資料に関する資料要求がありました。皆さん方にお諮りをいたしたいと思います。

本委員会としては、要求することに御異議あ

りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 異議なしと認め、そのように決しました。執行部にはよろしく願いをいたしておきます。

なかなか難しい問題でありまして、一長一短、話が進む話ではないと思いますが、今回は次の委員会までに日程及び後の構造かれこの部分についても御協議をいただいて次回の委員会としたいと思います。皆さん方の御意見を伺いしたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員（成松由紀夫君） 委員長、期間もですね、1も2もですね。

○委員長（前垣信三君） はい、そうです。

○委員（成松由紀夫君） はい、はい、分かりました。

○委員長（前垣信三君） よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、今回議題に上げました期間及びその構造等云々についても次回以降にまた委員会を開くことにいたしましたと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） それでは、そのようにお諮りをいたしたいと思います。

それでは、そのほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） なければ、次回の委員会開催日程について協議を行います。

日程について協議を行います。皆さん方のお手元に12月、1月、2月、3月までの暦、日程表があると思います――。

○委員（橋本幸一君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、どうぞ。

○委員（橋本幸一君） ある程度、基本構想という部分の決まりの中で、執行部からある程度提案できるような状況でないと、その辺につい

ては、ただ集まっても――。

○委員長（前垣信三君） おっしゃるとおりです。

○委員（橋本幸一君） 今のような議論だけでは進展がなかと思うとですが。

○委員長（前垣信三君） わかりました。はい。

○委員（橋本幸一君） その辺も含めて、どうですか。

○委員長（前垣信三君） はい。執行部に、12月の中旬にある程度の形がまとまるということが記されてました。先ほどの答えは、まだまとまっていないと、発表するまでには成っていないとおっしゃいましたが、次回の委員会まではそれがまとめて提出ができますか。（発言する者あり）

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい。

○委員長（前垣信三君） はい、谷脇主幹。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） はい、失礼します。実際このお手元に出しました部分は本当に素案の素案の素案ぐらいの状態です。（笑声）それを今1回目でやりかえて、2回目でやりかえて、3回目のこの前の2日前の会議でやっともう、もうちょっとここまでやれというものができましたので、その修正が終わった段階でのやつを議会のほうには報告したいと考えておりますので。（発言する者あり）

○委員長（前垣信三君） 日程はどれぐらいなるんですか。

○財政課主幹（新庁舎建設担当）（谷脇信博君） 1月――。（発言する者あり）かなりの素案でよければ1月中旬でもよかったです、その規模とか金額とかなってくると1月の下旬ぐらいになると思います。（発言する者あり）

○委員長（前垣信三君） 済みません、今、日程を決める中でですね、今そういう話が出まし

たので執行部に確認をいたしましたら、1月の末ぐらいでないと正確なのは出ないだろうという話ではあります。そのあたりを踏まえて日程をどうするかですね。

○委員（成松由紀夫君） はい、委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、成松委員。

○委員（成松由紀夫君） 我々はどっちかっちゃうと短期集中審議を主張してる分でいけば、あんまりこれが出てからっていうたら1月下旬になってしまうと、なかなかあれなのかな、できるだけ年明けた段階で、1回持ち帰りの分だけは精査できるんじゃないですかね。

○委員（野崎伸也君） いや、それは難しかろう。

委員長は、そやんして、それば見てからってちゅう話ばってん。

○委員（山本幸廣君） 委員長。

○委員長（前垣信三君） はい、山本委員。

○委員（山本幸廣君） 小会していただけますか。済みません。

○委員長（前垣信三君） 小会します。

（午前11時43分 小会）

（午前11時49分 本会）

○委員長（前垣信三君） 本会に戻します。

次回の日程について協議をいたしたいと思います。

25日、1月の25日。何曜日かな、月曜日。この日は10時から広域の行政事務組合の正副議長等会議がありますが、本委員会には関係ありませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、10時からということではよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） それでは、1月、明けて1月25日の10時から本委員会を開催いたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の委員会の日程は、全部終了いたしました。

これをもって新庁舎建設に関する特別委員会を散会いたします。

（午前11時50分 散会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年12月25日

新庁舎建設に関する特別委員会

委員長